

この「お知らせ」は、令和 2 年 2 月 18 日付、事業主宛に送付したものです。

令和 2 年 4 月 1 日以降の被扶養者申請について

(国内居住要件等のご案内)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既に令和元年 12 月 3 日付で、「被扶養者の国内居住要件等について」の通知をしておりますが、令和 2 年 4 月 1 日から扶養認定条件に国内居住要件が追加されます。改正後の健康保険法に定める「住所」は住民基本台帳に住民登録されているものとなりますので、下記のとおりご留意いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、今回の法改正に伴う対応のため事業主様にはお手数をおかけいたしますが、被扶養者認定の円滑な実施にご理解とご協力をお願いいたします。

記

◎被扶養者認定にかかる**追加添付書類**(令和2年4月1日から)

●「住民票の写し」

ただし、被扶養者（異動）届にマイナンバーの記載があれば添付の省略が可能となります。

(注) 被扶養者申請時に**住民票写しの添付かマイナンバー記入が必要となります**。つきましては、いずれもない場合は被扶養者の保険証の発行ができなくなりますのでご留意ください。

(注) **国内居住要件の例外に該当**の詳細につきましては別添の参考資料（令和元年 12 月 3 日通知文）をご参照ください。

※令和元年 11 月 29 日付で健康保険被扶養者現況届（異動届）及び海外居住等の調査書をお送りしておりますが、調査結果により海外居住被扶養者を有する事業所の事業主様につきましては、別途必要書類等のご案内を 3 月初旬にお送りする予定です。

お問合せにつきましては、当組合 業務部 適用課 ☎03-3834-7213 までお願いいたします。

参 考

この「お知らせ」は、令和元年12月3日付、事業主宛に送付したものです。

被扶養者の国内居住要件等について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「健康保険被扶養者現況届（異動届）及び海外居住者等の調査書」（以下、現況届及び調査書という）及び「被扶養者再認定該当者リスト」を該当事業所様（※）にお送りしておりますが、厚生労働省保険局より被扶養者の国内居住要件等について詳細な事務取扱が通知されましたので、下記のとおりご通知申し上げます。

記

1. 国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法に定める「住所」につきましては、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、日本国内にある者は、国内居住要件を満たすものとされます。このため該当被扶養者が一定の期間を海外で生活している方でも、日本に住民票がある限りは、国内居住要件を満たすことになります。

2. 国内居住要件の例外の考え方

外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱うこととします。

3. 申請に当たっての添付書類について（令和2年4月1日より施行）

（1）日本国内に住所のある方 被扶養者申請時にマイナンバーを取得しており、被扶養者（異動）届のマイナンバー記入欄にご記入されている方は、住民票の写しの添付は省略できますが、マイナンバー未記入の方は、住民票の写しを添付していただきます。

（2）日本国内に住所がない方

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※ 調査対象者がいらっしゃる事業所様には「現況届及び調査書」を送付しておりますが、調査対象外の事業所様には「現況書及び調査書」を送付しておりません。

- ・ ご不明な点がございましたら、当組合 業務部 適用課 □ 03-3834-7213 までお問い合わせください。